

令和5年 第6回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和5年 6月28日(水) 午後2時から

2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室

3. 出席委員 農業委員 6名

農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

2番 松井 正一郎 3番 松崎 久範 5番 上野 光正

6番 坂元 洋子 7番 幸妻 正浩 会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史 2番 坂本 実 3番 橋口 昌央

5番 永友 定己 6番 小嶋 秀樹 7番 坂本 幸

8番 宮越 美秋

4. 欠席委員

農業委員 1名

1番 山口 裕三

5. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 会期の決定(別記のとおり)

第3 諸報告

第4 議案第26号 農地移動適正化あっせん事業について

第5 議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について

第6 議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について

第7 議案第29号 非農地証明交付申請の承認について

第8 議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

第9 議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について

第10 議案第32号 令和4年度高鍋町農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 金城 朋子 主 査 大嶋 昌子

(開会 1 4 時 0 0 分)

[事務局]

それでは、定刻になりました。会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和5年第6回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、6名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

なお、欠席の1番山口裕三委員から、欠席届が提出されております。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。議案討論の際に申しあげますので、よろしくお願いします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、6番坂元洋子委員、7番幸妻正浩委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日6月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。2ページを御覧ください。

6月の業務報告について、でございます。

上から、2日に、「農林水産省共通申請サービスeMAFFの説明会」が開催をされております。eMAFFって何と言いますか、転用申請が必要になったときにインターネットを使って、それぞれが申請できるようなシステムの構築がされていますので、それに向けての説明会っていうことになってきます。

7日に、「新規就農に係る検討会」を内部で行っております。

8日から19日まで、「高鍋町議会定例会」が開催をされまして、7月20日からの新たな農業委員7名の同意をいただいたところでございます。

13日と16日に、「農業委員会サポートシステム操作研修会」が開催をされております。

15日に、先ほど言いました新規就農に係る部分の研修先を選定するに当たりまして、「審査会」ということで、農協で開催をされて、出席をしております。

同じ15日に、「農地利用最適化交付金の最適化活動実績報告の説明会」がされております。

26日に、「宮崎県農業会議通常総会」が開催され、会長が出席をしております。

27日に、「高鍋町不動産評価委員会」が開催をされております。

先日、電話で連絡をさせていただいておりますけど、30日に「農業委員会との意見交換会」ということで、県の農業会議からそれぞれ来られまして、昨年度も行っておりますけど、意見交換を行います。全員参加としておりますので、よろしくお願いいたします。

6月の総会関係になります。21日に現地調査を行いまして、本日が総会となっております。

本日の総会終了後には、「高鍋町農業経営改善等対策会議」が開催をされます。よろしくお願いいたします。

7月の業務の計画になります。

19日に、「宮崎県防衛協会高鍋支部総会」が開催をされ、会長と私が出席い

たします。

25日に、「児湯地域担い手育成総合支援協議会総会」と「児湯農協管内総合農政推進協議会総会」が開催をされます。

7月の総会関係になります。通常の月とは違う形での開催になりますので、間違いないようにお願いをいたします。3年に1回このようなパターンになるかと思えますけども。通常の総会は会長名で、総会の招集文書を議案と一緒に配布をさせていただいておりますが、来月の臨時総会20日に開催されるものについては、高鍋町長からの案内文書で総務課から文書が送付をされます。

20日に、まず新たな農業委員さんの「任命書交付式」があります。8時45分からです。これ日程表に時間が書いてあります。8時45分からで応接室になります。これ服装一応、私が今着ているクールビズで構いませんので、ワイシャツ、スラックスをお願いします。これは委員さんだけです。再任されている方々ということになります。

その後に、「臨時総会」ということで9時から開催をします。これも委員さんだけになります。そこで会長、副会長とか議席番号とかの決定を行います。

その中で今度は推進委員を議案にかけまして、この方たちに委嘱することによってよろしいかというような形であつたうえで、決定をした後に推進委員の方々に10時くらいになるかと思えますけども、終了後に「委嘱状交付式」を行って、その後「全員協議会」で、全員で会議を行うということになります。これが20日の予定です。あちこちから文書が出てきますので、この日程表に書いている2ページの時間帯くらいというのを目途に思っておいてください。

通常と同じように、21日に現地調査を行いまして、28日に総会ということになります。21日の現地調査の担当、大体何日か前に皆さん分かって、電話連絡行っていると思いますけど、誰がどこの担当というのは20日の臨時総会でしか決まりませんので、20日にしか21日が、誰が当たるかというのがわかりません。なので一応皆さんこの次期委員さんになられる方は、一応自分が当たっても大丈夫というところで、日程をそこはとりあえずおさえておいてください。20日にはある、ないがはっきりするかと思います。

業務報告と業務計画は、以上でございます。よろしくお願いします。

[事務局]

3 ページを御覧ください。県進達経過報告を申し上げます。

5 月 2 9 日農業委員会総会承認分、農地法第 5 条、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの一般個人住宅敷地の件、6 月 5 日付けで許可となっております。以上です。

4 ページをお開きください。

「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」は〇〇〇〇 1 件で御覧のとおりです。御確認ください。

5 ページをお開きください。

「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 ほか 1 筆

賃貸人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

賃借人 〇〇〇〇

本日の議案第 3 1 号に関連しております。以上です。

[議長]

ただいまの報告 2 ページから 5 ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号 4、議案第 2 6 号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領 9 のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。6 ページをお開きください。議案第 2 6 号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1 番 令和5年5月25日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番*

畑 624㎡ ほか1筆

2 番 令和5年6月6日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番*

田 304㎡ ほか2筆

この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1 番 売渡し 申し出

担当委員 7 番 坂本 幸 推進委員

順番委員 8 番 宮越 美秋 推進委員

2 番 売渡し 申し出

担当委員 3 番 橋口 昌央 推進委員

順番委員 5 番 永友 定己 推進委員

よろしくお願いします。

日程番号5、議案第27号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。12ページをお開きください。

議案第27号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇**番* ほか1筆

登記地目 宅地 現況 畑 合計面積530.63㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、長屋住宅です。

担当の松崎委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。3番、説明します。転用の目的は、長屋住宅です。申請地は14ページを見てもらえますか。一番角にある〇〇線ですかね。あそこから〇〇よりずっと〇〇に向かうと、〇〇がありますが、その手前の交差点を右に曲がってもらって、そこから300mほど行ったところをまた右に曲がって、30m行ったところに申請地はあります。

現況は畑となっていますが、雑草が生えていました。申請者の〇〇〇〇さんがここに2階建てのアパート、8戸入るアパート、それを1棟建築の予定と書いてありました。

次の16ページを見てもらいましょうか。見取り図になるのですが、東側道路のすぐ西側に駐車場がありますが、その奥にアパートが建築される予定です。

建築費は工事費込みで、〇〇〇〇円で、全額借入とのことでした。

建築物以外の土地は、敷地のみで、切り出し盛土はしない。申請地周辺にコンクリートブロック及びフェンスを設け、土砂流出を防除する。雨水は宅内最終枿より東側既設側溝へ放流。

生活排水については、合併浄化槽30人槽を設け、道路東側既設側溝へ放流です。また建物接道については、南側道路に高鍋町建設管理課、接道協議の結果、狭あい協議不要確認済みと書いてあります。よろしくお願いします。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種住居地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

登記地目が宅地ですが、現況が畑であることから、申請をされております。

本案件については、13ページから15ページにそれぞれの図に申請地の位置を示しております。16ページは住宅の配置図及び排水計画図、17ページは平面図です。

先ほど松崎委員の説明の中にもありましたが、生活排水の合併浄化槽については、16ページの図の駐車場の中央部分に斜線で示しているところに設置がされます。排水先の側溝については、16ページを横に見ていただいて、申請地の右側と下にある道路が交わるところに側溝があるのですが、そちらに放流するということです。

道路側溝への放流については、高鍋町の建設管理課と協議済です。松崎委員が言われた道路の協議についてなのですが、16ページの横に見ていただいたときに、下に通っている道路について4mあって、セットバック等が必要ないということの協議が終わっているということです。

資金については、工事費が全部融資で賄うということで、金融機関の融資可能であるという証明書が申請書に添付されており、資金について問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号6、議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承

認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。18ページをお開きください。

議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 畑 現況 雑種地 198㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、露天駐車場です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5 番。

[5 番]

はい。それでは説明をさせていただきます。場所は20ページを見ていただけますか。申請地は大字〇〇の交差点がありまして、〇〇とかがあるところになります。国道10号線の〇〇の交差点のすぐ南側の右側に閉鎖した〇〇の〇〇の工場がありましたが、そのすぐ南隣になります。現状は舗装がしてありました。

譲受人は、平成28年にこの〇〇を購入して、〇〇に委託をしている〇〇の〇〇で、24ページをちょっと見ていただけますか。24ページのとおり、職員と講師陣のための露天駐車場を設ける予定となっております。これは前にも見て取り下げたのではないかと思いますので、資金調達は土地購入費が〇〇〇〇円、ライン引き等で〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円で、全て自己資金となっております。

雨水は町道側溝に自然放流、建築物はありませんので、汚水は発生しません。

また、既設の舗装をそのまま使用するため、土砂の流出は発生しません。

昭和44年の祖父の時代に農地を購入して、無断で舗装してありましたという事で、現在の名義人である〇〇〇〇名義人で始末書が添付をしてありました。以上、説明終わります。よろしくお願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が準工業地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

今回、譲受人が所有する〇〇の職員と講師の駐車場として利用するため申請をされております。

現在の〇〇の敷地にも12台分駐車場がありますが、生徒の駐車場として確保しておかないと十分な生徒募集ができないため、職員と講師用の別の駐車場が必要ということです。

本案件については、19ページから21ページにそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

20ページと21ページの図に、申請地は実線で囲んで、〇〇は点線で囲ってあります。大体距離は45mくらい離れております。

22ページは、申請地の東側の字図です。23ページは申請地の西側の字図です。地図の種類が違うため、ずれがあります。

資金については、土地代を自己資金で賄うということで、費用を上回る残高のある通帳の写しが添付され、資金に問題ないと判断します。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。18 ページにお戻りください。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番***

登記地目 畑 現況 宅地 185 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅用地です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5 番。

[5 番]

はい。それでは説明をさせていただきます。場所はちょっとわかりにくいのですが、27 ページを見ていただきますと、真ん中を走っているのが県道〇〇線です。〇〇坂をずっと上りまして、〇〇とか〇〇とか〇〇を通過して、〇〇の〇〇の手前にあります、字〇〇の〇〇がありますけど、その東隣になります。

28 ページを見ていただきますと、図面がありますけども、昭和54年に****番**を農地転用して、住宅を建築する際に宅地の範囲を間違えて、今回の申請地にまたがって主に庭を造ってしまったため、無断転用となっております。これを是正したいということの申請であります。

住宅は既に建築してありますので、新たな工事はいきませんので、費用は発生いたしません。

土地の北側は、住宅敷地と同じ高さで一体となっております。東と南側は1 mの段差があって、そこに〇〇が植えてあるのですが、安定勾配の法面となっております。ほかは既に地面が固まっているということから、土砂の流出の心配はございません。

生活排水につきましては、合併浄化槽で処理することとなっております。用排水路への放出並びに水路上の通行につきましては、管轄で一ツ瀬川土地改良区の了解が済んだということでございます。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。譲渡人と譲受人は父親と娘の親子です。

申請地は、農業振興地域の農用地区域、つまり青地です。現在、農用地区域からの除外の申請中で、農業振興地域の整備に関する法律第11条第1項の規定による公告と異議申し立て期間が終了し、県知事との計画変更の協議が行われているところですが、農地転用申請は、農振法第11条第1項の公告日以降に可能となることから、農地転用の申請を受けております。

農振除外後は、第1種農地となりますが、連続した家屋に接続した農地であるため、不許可の例外の「集落接続」に該当し転用対象です。

先ほど上野委員より、住宅建築に関する経緯を説明していただきました。

今回その住宅と土地を譲受人が購入する際に測量をして、今回農地に越境しているということが判明したということです。本来ならば、原状回復を図るべきところですが、住宅の撤去、改修に大きな費用や労力が必要になることや、住宅の敷地であるため、申請地以外では目的が達成できないことから、代替地について検討することができないという書面が申請書に添付されており、転用はやむを得ないと判断します。

本案件については、26ページから27ページにそれぞれの図に申請地の位置を示しております。28ページは配置図です。

申請地は一ツ瀬川土地改良区の受益地でありましたが、転用にあたり「受益面積が減ることになるが、土地改良施設への影響はなく、事情やむを得ない」という意見書が添付されております。

申請地は埋蔵文化財包蔵地外という確認を高鍋町社会教育課でされております。

資金については、新たな工事はないことと、土地は贈与ということで費用は

発生しません。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第29号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。29ページをお開きください。

議案第29号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 485㎡

所有者 〇〇〇〇

願出人 〇〇〇〇・〇〇〇〇

非農地の事由は、10年以上耕作放棄されかつ、将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためです。

この件につきまして、担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。それでは説明をさせていただきます。申請地は31ページをちょっと見てください。〇〇があります。〇〇の北側、〇〇川に近い方にこの赤い点線がしてあるところが、申請地なのですが、〇〇というところにあります。

当該地は、現在は登記名義人が〇〇〇〇となっておりますが、今年の1月に死亡されたため、相続権で2名により相続の手続き中ではありますが、この土地の南側には住宅があり、逆に北側には排水があつて、その間に挟まれた土地で、住宅敷地より一段低くなっております。

そういうことで作物を植える状況ではないということを判断し、将来に渡つて農地としての活用は不可能でありますので、非農地として判断していただきたいという申請であります。以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よつて本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号8、議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。35ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

畑 ほか2筆 9, 201㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明します。〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社への有償移転です。公社の行う特例事業のうち、一時貸付タイプを活用した売買です。

申請地は、〇〇線の〇〇を右へ曲がり、十字路から 4 5 0 m 先を北側へ行き、4 2 5 m 先の突き当たりを左へ 1 0 0 m 先の北側と南側の農地になります。

現地を確認したところ、北側に****番*があり、ハウスの中に床土がバラで小積んでありました。南側に****番**と**があり、1 枚の畑でハウスが建っていて、周りに〇〇の苗が大きな鉢で置いてありました。

価格は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか1筆 5, 6 3 7 m²

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明します。〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社への有償移転です。公社の行う特例事業のうち、一時貸付タイプを活用した売買です。

申請地は、先ほど説明した****番*東側の農地になります。

現地を確認したところ、****番*と**は、1 枚の畑でハウスが建っていて、周りに〇〇の苗が大きな鉢で置いてありました。

価格は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。36 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか4筆 14, 838 m²

利用権を設定する者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明します。公益社団法人宮崎県農業振興公社から、〇〇〇〇

さんへの利用権貸借の新規設定です。公社の行う特例事業のうち、一時貸付タイプを活用した利用権貸借です。

申請地は、先ほど説明した〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの農地ですので省略させていただきます。

〇〇〇〇さんは新規で〇〇、〇〇の認定農業者です。〇〇で〇〇を栽培されて、こちらの農地でも〇〇を栽培される予定です。

期間は4年10か月で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号9、議案第31号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1番から2番まで、2件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。37ページをお開きください。

議案第31号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 300 m² ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

7番、説明いたします。先ほど事務局より報告がありました、公社と〇〇〇〇との合意解約が成立した農地です。今回耕作者が変更になりましたので、今から説明いたします。

〇〇〇〇様から〇〇〇〇さんに公社を活用して、利用権の申請です。

申請地は、県道〇〇線を〇〇方面に向かうと、〇〇があり、そこを5、6m行くと右に入る、〇〇に行く道があります。それを100mほど行ったところに、〇〇に通ずる赤い橋があります。その橋のすぐ手前の田んぼです。2筆になっていますが、もう1枚になって、普通水稻が植えてありました。

期間は4年11か月で、年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1,440 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の小嶋秀樹推進委員より御説明をお願いいたします。

〔議長〕

推進委員 6 番。

〔推進委員 6 番〕

6 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての県農業振興公社への新規の利用権設定です。

申請地の〇〇〇〇****番*は、〇〇を通っています国道 10 号線脇の〇〇すぐ北側のビニールハウス 4 棟と一部が資材置場の 1, 440 m²の農地です。

今の耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんは町内で幅広くハウス園芸をされております。現地を確認したところ、ハウス内は現在何も栽培されていない状態でした。

なお、賃借料は 10 a 当たり〇〇〇〇円で、契約期間は 3 年間だそうです。
以上です。

〔議長〕

1 番から 2 番まで、2 件の案件について、一括して採決することといたします。

1 番から 2 番まで、2 件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よつて 1 番から 2 番まで、2 件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次の 3 番の案件につきましては、「利用権を設定する者」及び「利用権の設定を受ける者」が幸妻正浩委員本人である案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項及び高鍋町農業委員会会議規則第 11 条の規定により、幸妻正浩委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

幸妻正浩委員は、退室をお願いします。

【幸妻正浩委員 退室】

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 4 1 8 m² ほか 1 9 筆

利用権を設定する者 幸妻 正浩

利用権の設定を受ける者 幸妻 正浩

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。幸妻正浩さんから宮崎県農業振興公社を介して、幸妻正浩さんへの農地中間管理事業での使用貸借の設定で、〇〇地区の基盤整備事業に伴う農地中間管理機構に集積するためのものです。

幸妻さんは施設園芸、甘藷、加工米等を生産される認定農業者です。

申請地は荒原****番*と****番*は、〇〇から北東に約 1 0 0 m 先になります。荒原****番*と****番*は、〇〇地区入口左側になります。

〇〇****番*ほか 3 筆は、幸妻さん宅北隣になります。〇〇****番*ほか 3 筆が、〇〇地区集落より南西に約 2 0 0 m 先になります。

〇〇****番*ほか 4 筆は、〇〇地区集落から南に約 2 0 0 m 先になります。

最後に〇〇****番*ほか 2 筆が、〇〇から北に約 8 0 m 先になります。

この農地全て加工米が作付けされてありました。

契約期間は 1 0 年間です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

幸妻正浩委員は、席へお戻りください。

【幸妻正浩委員 入室】

日程番号10、議案第32号「令和4年度高鍋町農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。40ページをお開きください。

議案第32号「令和4年度高鍋町農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」です。

「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」は、農林水産省からの「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、農業委員会の最適化活動の点検・評価を行うもので、昨年の6月の総会で新年度の目標、活動計画を策定したもののについて、高鍋町農業委員会の最適化活動の点検・評価を行うものでございます。

それでは、概略について、御説明させていただきます。41ページをお開きください。

41ページにつきましては、令和4年4月1日現在の農業委員会の状況として、農業委員会の現在の体制と農業の農家、農地との概要の数値を記載しております。

昨年度の活動の計画を作成したときと同じ数値となっております。

続きまして、42ページをお開きください。

こちらに成果目標ということで、3つの項目がございます。44ページの1

0 段くらいまで記載がされております。

まず一つ目の農地の集積につきましては、②目標というところに右の上にある集積率 80 % としておりますけど、③の実績のところの今年度の集積率というところを見ていただけるとわかりますけども、56.6 % となっております。

点検結果といたしましては、経営規模拡大に向けて、認定農業者等への農地の集積を進めていたが、農地の条件が合わなかったため集積には至らなかった。集積の向上には更なる努力が必要ということとしております。

次に遊休農地の発生防止・解消につきましては、目標 2 番のところ、緑区分の遊休農地の解消目標面積 2.0 ha と記載しております。緑区分っていうのは草刈りを行うことで耕作可能な農地になっております。43 ページの③の実績の今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積 (D) のところに 4.4 ha が解消実績となっております。

点検結果といたしましては、耕作条件の良い農地については解消につながっているが、狭地等の生産性の低い農地の解消が課題となっているとしております。

続いて次に、新規参入の促進になりますが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積ということです。②番の目標のところですけど、3.7 ha となっております。そこに関しまして、44 ページになりますけど、③番の実績のところの新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表した農地の面積 1 番上になるのですけども、4.1 ha の実績がありました。

参考の新規参入者の参入状況ということで、令和 4 年度については 1 経営体の新規参入がございました。

点検結果としては、新規参入者へ農地をあっせんできるように、農地所有者へ働きかけを行ったところ、目標を上回ることができたとしております。

続きまして、活動目標になります。

活動目標についても、3 つ設定をしております。

まず 1 番目が日数目標、月 6 日ということをおこなっております。2 番目に活動

強化月間の設定ということで、3か月で3回あげております。3番目が新規参入相談会の参加ということで、1回をあげておりますが、まず日数目標については、各委員さんの活動報告を出していただいていますので、平均を出したところ4.97日でした。

2番目につきましては、3か月、10月、11月、12月とそれぞれ記載しておりますけど、目標達成できております。

3番目の新規参入相談会につきましては、12月のJAアズムでの宮崎就農応援相談会、推進委員が1名参加できておりますので、相談状況を確認したため達成となっております。

なお、農業委員会の目標の達成状況の標語については、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」としております。

本件につきましては、県に報告のうえ、ホームページに公表する予定となっております。

以上で説明を終わります。

〔議長〕

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和5年第6回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会15時08分)